地震保険 生活再建の一歩に

地震はいつ起こるか分からない。何よりも大切なのは身の安全だが、自宅の倒壊や家財の破損から生活をどう再建させるか、金銭面の備えも重要だ。東日本大震災で被災して地震保険を利用した4人の実例から、地震保険の特徴を確認してみよう。

地震でマイホームが著しく被害を受けた際にまず確認したいのが、公的支援（被災者生活再建支援制度）の利用可能性だ。

ただその金額は上限300万円。持ち家の人が被災して家屋を失った場合、新しい住まいを確保しつつ、倒壊した家屋の住宅ローンを返済する二重の住居費負担が発生する可能性もある。いざというときに備えるために検討したいのが地震保険の加入だ。

¥ ¥

宮城県仙台市に住むIさん（45歳、男性）は、東日本大震災で2400万円かけて建てた一戸建ての自宅（1989年築）が半壊した。「壁面がはがれ、屋根瓦が破損」。自宅建物に1200万円の地震保険をかけており、保険会社の査定の結果、家の傾きもあり、半損認定を受け、保険金600万円が支払われた。

現在、Iさんは家を建て直している。保険料は火災保険を含め5年一括で26万円だった。「地震保険には助けられた。ただ今になると、建物だけではなく家財にも地震保険をかけておけばよかったなとも思う」

そもそも地震保険には一般的な保険と異なる点がいくつもあり、加入を検討するときにはその特徴を抑えておくことが重要だ。

まず第一に、どの損害保険会社で加入しても保険の内容・保険料は一律だ。これは地震保険が、政府も保険金の支払い義務を負う公的な側面をもつからだ。

第二に、単独では加入できず、火災保険とセットで契約する仕組みであること。すでに火災保険に加入している場合には、そこに地震保険を付加することができる。

第三に、地震保険は建物に対する補償と、家財に対する補償の2種類がある。加入できるのはセットで入った火災保険の保険金額の30～50％で、かつ建物は5000万円、家財は1000万円という上限がある。

第四に、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額が保険金として支払われるのではないこと。損害の程度によって「全損」「半損」「一部損」の3つに区分され、どれにあたるかで保険金額が決まる。

建物と家財の両方の地震保険に加入し、「全損」認定を受け2000万円の保険金を受け取ったのが岩手県陸前高田市のAさん（56歳、男性）。自宅（1981年築）の建物に1500万円、家財に500万円の地震保険をかけていたAさん。チリ地震の津波被害を教訓に、高台に家を建てたが、それでも津波で1階部分が冠水した。

「4月半ばに保険会社から『空からの判定で、津波の被害指定地域は全て全損認定になった』と連絡があった。その後、まもなく代理店が避難先に書類を持参。5月に振り込まれた」（Aさん）

一方、液状化による被害で「半損」認定となり、500万円の地震保険金を受け取ったのが千葉県浦安市のFさん（37歳、女性）だ。1982年に4325万円で購入した一戸建て。建物に1000万円、家財に795万円の地震保険をかけていた。保険料は年間2万7500円。

「震災当日から液状化で泥が地面から溢れ出て、門扉から玄関に入れない状態だった」（Fさん）。4月の査定では建物の一部損と認定され、5月に建物の地震保険金の5％にあたる50万円を受け取った。ところが6月に行われた市の再査定で半壊認定に。地震保険も半損認定となって保険金は500万円へ10倍となった。Fさんは保険金を資金の一部として、二世帯住宅の建設を予定している。

¥ ¥

賃貸でも家財に利用

賃貸マンション住まいでも、地震保険を利用することができる。

東京都新宿区のKさん（55歳、女性）のケース。積立型火災総合保険に加えて、家財に250万円の地震保険をかけていた。地震保険料は年間4440円。

「震災直後に自宅に戻ると、台所の棚の扉が開いていて、割れた食器が床に散乱、テレビも倒れて壊れていた。被害状況から家財半損との認定を受け、保険金125万円が支払われた」（Kさん）

実例4人の場合は、いずれも満足度の高かった地震保険だが、一方で保険料は決して安いとはいえない。しかも地震保険は被害額＝保険金額ではない。

これらの点を考慮し、生活再建の一時金として地震保険が必要かを検討してほしい。

（日経マネー編集部）

地震のときに助けになるお金

公的支援

被災者生活再建支援制度

基礎支援金と加算支援金がある。単身世帯では4分の3の額

基礎支援金 住宅の被害程度に応じた支援金

全壊の場合	100万円
大規模半壊の場合	50万円

加算支援金 住宅の再建方法に応じた支援金

建設・購入する場合	200万円
補修する場合	100万円
賃貸を借りる場合（公営住宅を除く）	50万円

自らの備え

地震保険

①火災保険とセットで契約

地震保険単独では加入できない。補償する内容は「建物」と「家財」の2種類ある

②かけられる保険金額

火災保険金額（契約金額）の30～50％（建物5000万円、家財1000万円が上限）

例：火災保険「建物2000万円　家財1000万円」に加入している場合、
加入できる地震保険「建物」の金額：600万～1000万円
地震保険「家財」の金額：300万～500万円

③支払われる保険金

損害の大きさに応じて、保険金額の100％、50％、5％のいずれかが払われる

区分	支払われる保険金額の割合	建物	家財
全損	100%	主要構造部が建物時価の50％以上の損害。または建物の延べ床面積の70％以上が焼失、流出	時価の80％以上の損害
半損	50%	主要構造部が建物時価の20％以上50％未満の損害。または建物の延べ床面積の20％以上70％未満が焼失、流出	時価の30％以上80％未満の損害
一部損	5%	主要構造部が建物時価の3％以上20％未満の損害。または床上浸水、または地盤面から45cmを超える浸水	時価の10％以上30％未満の損害